新潟県立新発田商業高等学校いじめ防止基本方針

本校では、国の定めるいじめ防止対策推進法第２条のいじめの定義を踏まえ、全ての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という現実を見据え、生徒の尊厳を守り、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け、迅速かつ適切に組織的な対応を行います。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本校教職員は、この基本方針とともに「新潟県立新発田商業高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」に基づいて基本方針の実践に努めます。

1　組織的な対応に向けて

○ いじめ防止対策委員会の委員は、校長・教頭・スクールカウンセラー・生活指導(生徒指導主事を含む２名)・各学年主任(３名)の８名で構成し、様々な教育活動を通じて、未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

○ いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2　いじめの未然防止に向けて

○ 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることにより、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展する可能性のある日常のトラブルの解決を図れるよう、計画的な指導を実践します

○ 生徒一人ひとりが、意欲的に学校の様々な教育活動に取り組める「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。

○ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

○ インターネット等のもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導します。

3　いじめの早期発見に向けて

○ いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを教職員一人ひとりが強く認識します。

○ 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さない姿勢で臨みます。

○ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、組織的に対応し、教職員間で情報の共有を行います。

○ 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。

○ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

○ 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4　いじめの解決に向けて

○ いじめられている生徒を徹底的に守り通します。

○ いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。

○ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。

○ いじめている生徒については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。

○ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるようにします。

○ いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。

○ いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校(環境)づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。

○ いじめの行為が少なくとも３か月は止んでいる状態が継続しており、解決したとおもわれる後も、双方の生徒を継続的に観察し、必要な場合には、援助しながら良好な人間関係を構築できるよう支援に努めます。